

パソコンお助けネットワークよこすか  
(略称“お助けPON”)

会則  
(令和5年度改正版)

## パソコンお助けネットワークよこすか 会則

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条. 本会は、市民一人一人が安心して情報機器(パソコン)やネットワークを身近な道具として使い、心豊かな暮らしが出来る様支援すると共に、技術・能力を身につける講習・研修会などを開催し、地域社会に貢献する事を目的とする。

2. 本会は、非営利団体とする。

#### (名 称)

第2条. 本会は、「パソコンお助けネットワークよこすか」と称する。  
略称“お助けPON”

#### (事 業)

第3条. 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)テクノスタッフ養成講座(上級クラス)の開催。
- (2)パソコン利用講習会や出前パソコン教室の開催。
- (3)学校情報化支援事業。
- (4)会員の為の勉強会の開催
- (5)其の他第1条の目的を達成するために必要な事業を行う。

### 第2章 会 員

#### (会 員)

第4条. 本会会員は、正会員及び賛助会員からなる

- (1)正会員は、横須賀市内及び近郊に在住若しくは在勤するものとし、第1条に賛同し、第3条の事業に積極的に参加協力する者とする。
- (2)賛助会員は、前項に掲げる者以外で、第1条に賛同し、第3条の事業の推進に支援協力する、個人又は法人とする。

(入 会)

第5条. 新たに本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、役員会で承認を得たのち、役員会で定めた入会金を納入しなければならない。

(会 費)

第6条. 正会員又は賛助会員は役員会で定めた年会費を納入しなければならない。

(退会及び休会)

第7条. 会員は退会及び休会しようとするとき、その旨を届け出るものとする。又会費を1年以上納入しないときは退会したものとみなす。

但し、休会1年に及ぶとき、年会費を免除する。

休会1年未満で復帰するとき、その年会費は、役員会で定めた年会費を納入しなければならない。

休会期間は最長1年とする

(抛出金品の不返還)

第8条. 既に納入した会費其の他の抛出金品は原則として返還しない。

### 第3章 役 員

(役員の種類、選任及び任期)

第9条. 本会の役員は次のとおりとする。

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| (1)代 表  | 1 名                    |
| (2)副 代表 | 1 名                    |
| (3)総務担当 | 1 名 (兼務を妨げない)          |
| (4)会計担当 | 1 名 (兼務を妨げない)          |
| (5)幹 事  | 4 名以上 (他の担当の兼務を妨げない)   |
| (6)監 査役 | 2 名 (上記(1) - (4)の兼務不可) |

2. 代表は、役員会において選任し、本会を代表し会務を統括する。

3. 副代表は、役員会において選任し、代表を補佐し、代表事故ある場合その職務を代行する。

4. 総務担当は、代表の指示による会務の処理・企画・情報処理・其の他等を行う。
5. 会計担当は、代表の指示による、会務の処理、主として会計に関する事務処理等を担当する。
6. 監査役は、本会の財務を監査する。
7. 役員は、総会で選出し、役職は役員会の互選で決定する。任期は2年とし、再任は妨げない。
8. 役員に欠員が生じた場合は、速やかに後任者を選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。新たに役員を選出したときは、総会で事後承認を得なければならない。
9. 本会に役員経験者または役員推薦人を、相談役・顧問として置くことができる。

(事務局)

第10条. 本会の事務局は、代表の住所地とする。

2. 事務局は、庶務・会計・情報処理・他、会運営の事務処理等を行う。

## 第4章 会 議

(会議及び開催権)

第11条. 会議は、総会及び役員会とし、代表が招集する。

2. 総会は、毎年1回開催する。  
但し、必要に応じ臨時に開く事が出来る。
3. 役員会は随時、代表の招集により開催するほか、文書等による会議も行う事が出来る。

(構 成)

第12条. 総会は、正会員で構成し、役員会は役員を以って構成する。

2. 総会は構成員の2分の1以上（委任状を可とする）、役員会は構成員の3分の2以上の出席を以って成立する。
3. 議長は、代表が指名する。

(付議事項)

第13条. 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1)前年度の事業及び決算報告
- (2)年度事業及び予算の計画
- (3)会則の変更
- (4)役員を選出
- (5)その他特に重要と思われる事項

第14条. 役員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1)第3条に掲げる事業の推進に関する事項
- (2)総会の議決事項
- (3)会計に関する事項
- (4)緊急を要すると判断される事項
- (5)その他必要な事項

(議 決)

第15条. 会議に於ける付議事項は、議決によりその効力を有する。

2. 議決は、出席者（委任状含む）の過半数の同意を以って決する。
3. 賛否同数の場合は、議長により決するものとする。

## 第5章 資産・事業計画

(資産の構成)

第16条. 資産は会費・寄付金・その他の収入を以って充てる。

(資産の管理)

第17条. 資産は代表が管理し、その方法は役員会の議を経て定める。

(事業年度)

第18条. 事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画・予算)

第19条. 事業計画及び予算計画は、事業年度毎に代表が作成し、総会の

承認を得なければならない。

(事業報告・決算)

第20条. 事業報告及び決算報告は、監査を経て総会で承認を得なければならない。

## 第6章 解 散

(解 散)

第21条. 解散する場合は、総会において、出席会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 解散を生じた場合の保有する財産は、総会の議を経て処理するものとする。

## 第7章 雑 則

(委 任)

第22条. 会則の施行について必要な事項は、代表が役員会の議を経て別に定める。

(その他)

第23条. 本会の運営に必要なその他の事項については、代表が役員会に諮り施行することが出来る。

## 附 則

1. この会則は、平成12年4月1日より施行する。
2. この会則は、平成13年8月7日改正、平成13年4月1日遡及施行する。
3. この会則は、平成15年7月30日改正、平成15年4月1日遡及施行する。
4. この会則は、平成17年5月17日改正、平成17年4月1日遡及施行する。
5. この会則は、平成18年5月29日改正、平成18年4月1日遡及施

行する。

6. この会則は、平成21年5月15日改正、平成21年4月1日遡及施行する。

7. この会則は、平成25年5月13日改正、平成25年4月1日遡及施行する。

8. この会則は、令和5年6月5日改正、令和5年4月1日遡及施行する。

以上

内規（平成18年5月29日制定）

入会金	1 0 0 0 円
年会費	1 0 0 0 円 但し、その年度の10月1日以降入会の場合 500 円